

陸前高田市地域おこし協力隊 募集要領

1 目的

陸前高田市は、岩手県の南東部に位置し、三陸海岸特有のリアス式海岸を呈し、海・山・川を有した自然豊かな都市であります。平成23年3月に発災した東日本大震災において、甚大な被害を受け、現在は、復旧・復興に向けた様々な工事や新たなまちづくりに向けた活動が行われています。

しかし、震災の影響により総人口が大きく減少し、少子高齢化に拍車がかかるなど、本市にとっては厳しい状況にあることから、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るとともに、基幹産業である農業、林業を中心に地域で持続可能な産業づくりを進めていくため、地域おこし協力隊員を募集します。

2 募集人員

地域おこし協力隊員 2人程度

3 活動の内容

(1) 林業に関すること

- ① 自伐型林業の推進
- ② 市が実施する森林体験事業等の支援業務
- ③ 市内の森林整備、森林資源の活用等を図るための仕組みづくりとその実践

主な活動は、NPO法人自伐型林業推進協議会の講師、市内林業者の指導を受けながら、主に市有林（市有林面積は約8,400ha）で、林業技術を学んで頂きます。

また、市内には木材市場がありますが、C材（建築用材として利用できない木材）の販路、受入先がない状況なので、市民とともに、全国で事例がある木の駅プロジェクトのような地域材が地域経済の循環に繋がる取り組みを進めるなど、地域の柱として活動していただけることを期待します。

本市面積の約8割を占める森林を活かした産業づくりを進めていくための仲間を募集します。

(2) 農業に関すること

- ① 地域ブランド米「たかたのゆめ」をはじめとする農産物ブランド化の推進
- ② 果樹（リンゴ、ピーカンナッツ等）産地形成の推進
- ③ 市が振興する農産物（トマト、イチゴ、きゅうり）の規模拡大

東日本大震災では、市内約380haもの農地が津波で浸水し、農業の生産基盤が失われました。そのような中、農地を復旧し、農業で市に活力を取り戻そうと取り組んだのが、「たかたのゆめ」のブランド化です。今後よりいっそうおいしいお米を作るため、多くの人々に

喜ばれるお米にしていくために、一緒にアイデアを出し合いませんか。

また、陸前高田市は、もともとリンゴの産地でありました。しかし、震災で被災された方々の住宅再建を進めるためには、多くの樹園地を宅地化せざるを得ませんでした。生産規模が縮小した果樹栽培を再興していくためには、地元の農家のみならず、新たな担い手が必要です。温暖な気候に恵まれたこのまちで、果樹の産地化を進めていきましょう。

さらに、リアス式海岸という独特の地形のため、平野部が少なく、市内農家の平均経営面積が約30aと小規模にとどまっています。このため、施設栽培を核として、高収益作物を振興しています。平成26年度には、震災で被災した施設を1箇所を集約した大規模園芸施設を建設し、トマト・イチゴの栽培に取り組んでいます。ここで生産されるブランドの「恋するとまと」は、通常の2倍の糖度を誇り、多くの消費者から好評をいただいております。一度食べたらやみつきになる美味しいトマトを一緒に作っていきませんか。



4 募集条件

- (1) 年齢
20歳から45歳までの方（平成29年4月1日時点）
- (2) 性別
問いません。
- (3) 経験
問いません。（ただし、意欲のある方）
- (4) 応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、陸前高田市内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方（詳細は、お問い合わせ下さい。）
- (5) 普通自動車運転免許を取得している方
- (6) 心身ともに健康で、住民と協力しながら、意欲と情熱を持って活動に取り組み、地域行事等にも積極的に参加できる方
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体またはそれらの構成員に該当しない方
- (8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による欠格条項に該当しない方
- (9) 地域おこし協力隊員としての活動期間終了後も陸前高田市に定住しても良いと考えている方

5 活動地域

陸前高田市全域

6 着任予定

平成29年11月（予定）

状況等により、着任時期は調整可能です。

7 活動時間

週29時間以内とします。ただし、活動時間帯は、活動内容によって変動します。

8 雇用形態・期間

- (1) 陸前高田市の非常勤特別職として、市長が委嘱します。
- (2) 委嘱期間は、任命日から平成30年3月31日までの予定です。
※ 委嘱期間終了時には、年度ごとに更新を行い、委嘱の最長期間を3年とします。

9 賃金等

報酬は、月額16万6千円（賞与なし）とします。

※ 社会保険料等を控除します。また、家族手当等は、ありません。

10 待遇・福利厚生

- (1) 住居は、市が用意します。

※ ただし、転居にかかる費用、生活備品、光熱水費は個人負担となります。

※ 故意または過失により住居を損傷したときは原状回復、または損害を賠償して頂きます。

- (2) 活動車両は、公用車を準備します。
- (3) 活動に関連して出張する場合は、市条例に基づき、旅費を支給します。
- (4) 活動に使用するパソコン等事務機器は、市が貸与します。
- (5) 活動に必要な消耗品等は、予算の範囲内で支給します。
- (6) 社会保険等（健康保険、厚生年金、雇用保険）に加入します。

11 応募手続

- (1) 募集期間
平成29年9月1日（金）から平成29年9月14日（木）まで（必着）
- (2) 提出書類
所定の応募用紙、市販の履歴書、応募動機等のレポート及び住民票謄本
- (3) 提出先
陸前高田市役所企画部企画政策課
〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

12 選考方法

- (1) 一次選考（書類選考）
書類選考の上、平成29年9月中旬に、選考結果を応募者全員へ文書で発送します。
- (2) 二次選考（面接）
一次選考合格者を対象に、平成29年9月下旬に面接を行います。詳細（日時、場所等）は、一次選考結果を通知する際にお知らせします。
なお、二次選考に要する交通費等は個人負担とします。
- (3) 最終選考結果の通知
二次選考終了後、一週間以内に二次選考受験者全員に文書で通知します。
※ 選考の経過及び結果の問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

13 問い合わせ先

陸前高田市 企画部企画政策課（担当：古館）、農林水産部農林課（担当：佐藤）

〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5

電話 0192-54-2111（内線172・471）

FAX 0192-54-3888

メール kikaku@city.rikuzentakata.iwate.jp

（陸前高田市の地域情報）

陸前高田市は、岩手県沿岸部の最南端に位置し、宮城県の気仙沼市と県境を接しています。岩手県では温暖といえる気候で、冬でも雪は積もるほどは降らないので、「岩手の湘南」とも呼ばれています。

また、震災前は、三陸沿岸地域では貴重なビーチ「高田松原」があり、夏には、県内外からの海水浴客で賑わっていました。

1 現在の人口

震災前は約2万3000人→約2万人（2017年3月末）

2 地域の産業

農業、漁業の1次産業が中心の町です。

3 地域の特産品

- ① 広田湾の海の恵み（ワカメ、牡蠣、ホタテ、あわび、ウニ、ほや、エゾイシカゲガイ）
- ② 新ブランド米「たかたのゆめ」
- ③ 主な農産物（恋するとまと、米崎りんご、北限のゆず）

4 陸前高田市の木材（気仙杉）

陸前高田市では、気仙杉が主に植林されています。気仙杉の年輪幅は広く、軽くて軟らかいため加工しやすい木材です。また、木肌のつやが良く、あたたかな手触りで、木目がよく通り、独特の芳香を放ちます。現在では蓄積量が増え、柱材、端柄材（寸法の小さな部材）としての使用が増えています。

さらに気仙地方は、江戸時代からの伝統を持ち「気仙大工」として全国に名を馳せる匠集団の古里です。良材を選び、伝統工法を受け継ぐ林業、建築の技に定評がある土地柄です。

陸前高田市「奇跡の一本松」

